

# 吸収分割に関する事後開示書面

(吸収分割に関する事後備置書面)

2026年3月31日

Sansan 株式会社

ログミー株式会社

2026年3月31日

東京都渋谷区桜丘町1番1号  
Sansan 株式会社  
代表取締役 寺田 親弘

東京都渋谷区桜丘町1番1号  
ログミー株式会社  
代表取締役 三浦 由加里

## 吸収分割に関する事後開示書面

(吸収分割会社：会社法第791条第1項及び会社法施行規則第189条に定める事後備置書面)  
(吸収分割承継会社：会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める事後備置書面)

Sansan 株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）及びログミー株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）は、2026年2月6日付で、吸収分割契約書を締結し、2026年3月31日を効力発生日として、吸収分割会社のログミーBusiness 事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。よって、ここに本分割に関する事後開示をいたします。

なお、本分割は完全親子会社間の無対価での吸収分割につき、吸収分割承継会社においては会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割、吸収分割会社においては会社法第784条第1項に定める略式吸収分割となります。

### 記

1. 吸収分割が効力を生じた日  
2026年3月31日

2. 吸収分割会社における各手続の経過

(1) 本分割の差止請求

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項に従い、2026 年 2 月 20 日付の官報にて公告を行い、かつ知れている債権者に対して催告を行いました。申述期限までに同条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における各手続の経過

(1) 本分割の差止請求

本分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割に該当するため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割に該当するため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に従い、2026 年 2 月 20 日付の官報及び同日付の電子公告により債権者に対して公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項  
吸収分割承継会社は、本分割の効力発生日である 2026 年 3 月 31 日をもって、吸収分割契約に基づき、吸収分割会社のログミーBusiness 事業に関する権利義務を承継しました。

5. 吸収分割の登記をした日

本分割の効力発生日である 2026 年 3 月 31 日から 2 週間以内に申請する予定です。

6. 前各号に掲げるもののほか、本分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上